

平成 29 年度 栗東市教育方針

《 はじめに 》

わが国では人口の減少が続く中、少子・高齢化により社会情勢に変化が生じています。すなわち、核家族化やライフスタイルの多様化が進み、価値観にも様々な広がりを生じる一方で、それらに対応でき、かつ将来の社会を担う人材を育成していく重要性が増しています。

とりわけ、近年の地震・風水害などの災害により、人と人の絆や住民が支え合う地域のつながりの大切さを再認識することとなり、「自助」「共助」「公助」の役割について考えることが一層重要です。

しかしながら、一方で欲しいものが簡単に手に入り、一見豊かで便利な社会生活が浸透する現代社会において、インターネットやスマートフォン等の普及など画面を通したコミュニケーションツールの普及は、家庭や地域生活の中での対面コミュニケーションの機会を減少させ、人間関係が希薄化し、子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の低下、基本的な生活習慣の未定着や規範意識の低下、いじめや虐待・不登校等の問題行動など、教育全体が抱える課題を年々増加させ、かつ複雑化させる要因となっています。

また新しい側面として、近年のわが国における歴史的文化遺産のユネスコ世界遺産・無形文化遺産への登録は、わが国の伝統・文化への国際的理解を促進し、また加えて2020年東京オリンピック・パラリンピック開催の決定により、外国人との交流の機会増加が期待され、多文化との共生の機会やグローバル化が進み、個性・多様性を尊重する社会づくりが求められるようになりました。

教育は一人ひとりの人格の完成であり、また、国家や社会の形成に向けて主体的に力を発揮する人を育成することでなければなりません。

一人ひとりが自分を大切にし、自分と同じように他の人を大切にする人を育てるといふ教育理念のもと、幼児教育から学校教育、社会教育へとつなぐ生涯を通じて主体的に生きる人づくりを図っていくことが重要です。

次代を担う子どもたちには、社会状況の変化の激しい時代にあっても、強靱な体力、確かな学力を身につけ、豊かな人間性や社会性を備え、自らが主体的に未来を切り拓く心豊かでたくましい「生きる力」を育むことが求められています。

そして、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境づくりのため、栗東市いじめ防止基本方針や栗東市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例に基づき、「子どもを加害者にも、被害者にも、傍観者にもさせない」ために、学校や家庭にとどまらず、広く市民がそれぞれの役割を担う必要があります。

加えて、課題解決と教育の充実のため、平成27年度から導入された新しい教育委員会制度のもと、総合教育会議が設置され、市長と教育委員会が教育に関する重要な施策についてより緊密な協議・調整を行っています。

これらを踏まえ、本年度の教育方針として、第五次栗東市総合計画に掲げられているひと・まち・環境ともに育む「健やか・にぎわい都市栗東」の具現化を図るため、学校・園・家庭・地域が目標を共有し、役割と責任を果たしながら、「将来の夢に向かってきらり瞳輝く栗東の子ども」をめざし、知・徳・体の調和の取れた『心豊かに たくましく生

きぬく 人材の育成』に取り組んでいきます。

そして、市民一人ひとりがともに輝き、互いに支え合い、生きがいと夢をもって自己実現できるよう、いつまでも、学び続ける生涯学習のまちづくりに努めます。

以上、平成 29 年度においては、重要な柱として、

- 1 人権を尊重し、人が輝く人権・同和教育の推進
- 2 心豊かに、たくましく生きる人を育てる教育の推進
- 3 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

の三つを掲げ、『心豊かに たくましく生きぬく 人材の育成』をめざし、変化への対応と不易の部分との調和を大切にしながら、栗東市教育振興基本計画に掲げた教育の基本目標のもと、栗東市の教育の推進に努めます。

《 三つの重要な柱 》

1 人権を尊重し、人が輝く人権・同和教育の推進

市民に人権尊重の理念を普及するためには、就学前教育や学校教育及び社会教育等の各分野において、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めることが重要です。

そこで、人権問題を自分のこととしてとらえ、差別をなくすための実践に結びつくよう学習内容や手法に一層の工夫を加え、学校・園・家庭・地域等が連携し、あらゆる場で人権尊重の精神を育み、一人ひとりが尊重され、誰もが参画できるまちづくりをめざします。

2 心豊かに、たくましく生きる人を育てる教育の推進

21 世紀を生きる未来ある子どもたちには、教育基本法に示された教育理念の実現に向けて、義務教育修了までに、責任ある社会の一員として自立していくための基礎を育てることが重要であり、基本的な生活習慣の確立や学習習慣の定着に努め、知・徳・体の調和のとれた、心豊かでたくましい人間の育成をめざします。

そのため、基礎基本を身に付け、自ら学び、自ら考え判断する力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、そして、たくましく生きるための「心身ともに健やかな体力の向上」を図るとともに、それぞれを支える食育や道徳教育の充実、地域に根ざした多様な体験活動の推進により「主体的に生きる力」の育成に努めます。

さらに、子ども、保護者、地域から信頼される学校・園づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を通じて、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

3 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

社会や経済が急激に変化し、価値観が多様化する中で、すべての市民が生涯学習続け、主体的に生きる生活づくりに取り組むことが重要となっています。

そのため、人々は常に新しい知識の習得や心の豊かさなど生きがいのための学びを求めています。これらの学習需要に応えることは、学習者の自己実現だけでなく、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、市民の社会生活の充実にとっても大切なことです。

このため、広く市民がライフステージに応じた学びができるよう「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」取り組める学びの情報や場の提供、文化・芸術活動の振興、文化遺産の保護と活用、スポーツ活動などの推進に努め、生涯にわたる学習活動を支援するとともに地域の社会教育を推進し、人と地域が生き生きと躍動するまちづくりに努めます。

《 具体的な取り組み方針 》

1 人権教育の推進

人権が尊重されるまちづくりをめざして、市民一人ひとりが同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のため、多様な機会と場において取り組みを進めてきました。その結果、人権問題に対する理解や認識は高まりつつありますが、平成27年度に実施した「人権・同和問題に関する住民意識調査」では、自らリーダーとなって、一人ひとりが尊重される社会を築きたいという人の割合はまだまだ低く、積極的に講演会や研修会に参加できていない状況が明らかになりました。

そこで、より一層市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、地区別懇談会や市民のつどいなどの各種研修会を内容や手法を工夫しながら実施します。また、中学校区人権教育地域ネット事業により、学校・園と地域が連携し、小学校区・中学校区ごとの研修会の開催等を通して、人権が尊重された学校・園、地域の実現を目指します。

さらに、人権が尊重された明るい社会の確立をめざして、学校教育、社会教育において人権・同和教育の推進、啓発の充実に努めます。

2 就学前教育の充実

就学前保育・教育では、人権尊重の精神に基づき、多様で豊かな生活体験を積み重ねながら、一人ひとりの子どもの良さと可能性を伸ばしていきます。また、「早ね・早おき・朝ごはん運動」をはじめとしたくりちゃん元気いっぱい運動や「子育てのための12か条」の取り組みを継続し、基本的な生活習慣の定着と、感謝の心や規範意識・道徳性の芽生えを育み、生涯にわたる「生きる力」の基礎を培います。そのため、園では、子どもが心身ともに満たされ安定して自立していくために、子ども一人ひとりを受容しながら、「心も体も健やかな子ども」「よく考え行動し、思いやりのある子ども」「よく遊び、豊かな感性と創造性にあふれる子ども」の育成に努めます。

また、子どもたちの生活の場の基本は家庭や地域であり、その教育力の役割も大きいことから、園は家庭との連携を密にし保護者と相互理解を図るとともに、地域とのかかわりも大切にしたい子育て支援と保護者の子育て力の向上を目指します。

すべての家庭が安心して子育てをして、子どもたちが笑顔で成長していくために、人材確保に努めるとともに、職員は、園内外の研修などを通じて互いに学びあい、より専門的な知識や技術の習得に努めます。

3 学校教育の充実

学校教育では、次代を担う子どもたちの「生きる力」の育成や、安全・安心で信

頼される教育環境づくりに努めます。また、感謝や反省する心を育み、児童生徒の規範意識を高めるため、規律ある学校づくりを推進します。

『確かな学力の育成』では、小学校で「きらりフル チャレンジ（くりちゃん検定）」を実施し、学習習慣や基礎学力の定着を図ります。また、中学校で「新 きらりフル チャレンジ～栗東市学力調査～」を実施し、さらなる授業改善や個別支援に取り組むとともに、「きめ細かな指導」の充実を推進します。

また、平成 32 年度より小学校において外国語活動が「外国語科」となることを見据え、英語教育の充実を図ります。

『豊かな心の育成』では、人権・同和教育の更なる推進を図ります。また、教科化を見据えた「道徳の時間」の一層の充実にも努めるとともに、体験活動の推進を図ります。さらに、社会生活を営む上で基本となる規範意識を育むために「ありがとうが言える子育て」の運動や「よりよく生活するための 12 か条」の取り組みを推進します。

『健やかな体の育成』では、基本的な生活習慣の定着を図るため「早ね・早おき・朝ごはん運動」の取り組みを継続するとともに、健康教育の一環として「食育」を推進します。また、防災教育や安全教育の充実を通じた「自分の命は自分で守る」子どもの育成を図ります。また、さらに、体育や保健に関する指導に積極的に取り組み、子どもの体力の向上と健康の保持増進に努めます。

『子どもたちの育ちを支える取組』では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを各校へ派遣するとともに、児童生徒支援教室事業を通して「児童生徒支援の充実」、「栗東市いじめ防止基本方針」に基づく「いじめを許さない学校づくり」と特別支援教育支援員の配置や特別支援学級への訪問指導、教職員の研修等による「特別支援教育の充実」に努めます。

『信頼される学校づくり』では、地域教育力の活用や学校情報の提供などを通じて、地域に根ざし開かれた特色のある学校づくりに努めます。

『教職員の資質向上』では、校内研修の充実をはじめ、研究奨励事業の実施や研修講座への参加等を通して教職員の指導力向上を図るとともに、学校教育に対する市民の期待に応えられるよう教職員としての資質の向上を図ります。

『教育環境の充実をはかる』では、児童・生徒数の動向に応じて今後も学校施設整備を適切に進めるとともに、よりよい教育環境づくりのため学習指導や生徒指導などにおいて、きめ細かな学校運営を推進し、引き続き小学校の大規模改造工事やエレベーター棟の増築工事を進めていきます。

（新）学校給食共同調理場については、平成 30 年 9 月の稼働開始に向けて必要な施設整備を行っていきます。

4 生涯学習の充実

生涯学習は、長い人生を人間らしく生きていくために、個々が自らの意思によって学習し、それを活かした活動を地域づくりへと展開することにより、生涯学習のまちづくりへと繋がっていきます。

こうしたまちづくりを進めるため、必要課題や要求課題を踏まえながら、はつらつ教養大学をはじめとした生涯学習事業や親子で参加のできる講座充実により、今日的課題等の解決につながる学習の機会を提供し、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」自由に学び、学んだことを活かせる生涯学習社会を築くための、支援をしてまいります。

また、ふれあい子ども広場や体験活動、学校支援地域本部事業などを通じて、学校・園・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの子育ての充実に向けて、家庭、地域の教育力の向上に努めます。

図書館は、全ての市民の読書活動や生涯学習を支えるため資料、情報の収集ならびに、提供を積極的に行います。

また、「第2次栗東市子ども読書活動推進計画」に基づき子どもの読書活動の充実に努めます。

自然体験学習センター(森の未来館)や自然観察の森では、森林環境学習「やまのこ」事業や観察会等を通して、都市近郊に残る身近な自然を活用した貴重な環境学習の場として有効活用を図ります。

5 青少年の健全育成

青少年を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、次代を担う青少年の健全育成は社会の責務であり、青少年が心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。

そのため、子どもたちの道徳性や規範意識の向上、さらに家庭での子育て支援を図るため「ありがとうと言える子育て」の運動や「子育てのための12か条」の取り組みを「栗東市青少年育成市民会議」が中心となって、地域や関係機関等と連携しながら、積極的に推進していきます。

それらの取り組みにより、家庭や地域社会など社会全体で子育てに関わり、子どもに関わる大人が心をつなげて、子どもたちを守り育てる環境づくりに努めます。

また、青少年の非行防止や健全育成を図るため、少年センターでは少年補導委員会をはじめとする関係機関との連携を深め、各校・園での非行防止教室等の開催、支援の必要な青少年への相談活動や継続した指導・援助に取り組みます。さらに、補導・啓発活動では、青少年との対話、声かけを大切にするとともに、青少年自らが啓発活動に取り組む機会を設けていきます。

6 生涯スポーツの振興

スポーツは、心身の健全な発達に必要不可欠であるとともに、人と人との繋がりを深め地域コミュニティの再生をはじめ、人生をより豊かで充実したものにするものです。

こうしたスポーツの意義に対し、昨今の高齢化の進行や健康志向への高まりなどにより、日々スポーツ振興への期待が高まっていることから、栗東市スポーツ推進計画に基づき、市民各々のライフステージやライフスタイルに応じて生涯スポーツに親しむ機会を充実させ、生涯スポーツのまちづくりを進めます。

また、平成36年開催の国民体育大会や障害者スポーツ大会を見据え、市体育協会をはじめ、様々な団体と連携して競技スポーツの振興と競技者の育成を図るとともに、滋賀県開催準備委員会の準備総合計画に合わせて、本市開催種目会場の整備や大会に向けた広報活動など、開催への準備を進めます。

7 市民文化や芸術活動の振興

文化・芸術は、創造性や心のつながりを育み、相互に理解し尊重し合う社会を形成する礎となるものです。

こうした文化・芸術の意義を通じて、市民の生活を心豊かで充実したものにするため、栗東市文化振興計画に基づき、誰もが文化・芸術に親しみを持ち、文化芸術活動に参画できる機会の提供と、自主的な活動を行うための組織の充実を進めていきます。

その栗東市文化振興計画においては、目途となる5年目を向かえることから、文化・芸術及び社会情勢と市民ニーズに沿ったものとなるよう検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、栗東芸術文化会館さきらを継続して市民の文化芸術活動の拠点施設として位置づけ、指定管理者を中心に文化協会、音楽振興会等の団体とともに、市民に親しまれる芸術文化事業を推進します。

8 文化遺産の保護と活用

文化遺産は市民共有の財産であり、地域へ誇りや愛着を深め、地域社会の連帯感を育む資源として重要なものです。

こうした文化遺産を大切に守り伝え、地域でのまちづくりに活かされるよう努めるとともに、指定等文化財の所有者などが行う保存、修理事業等を支援し、文化財防火訓練などを通じて防災・防犯に対する意識の高揚と設備の充実を図ります。

埋蔵文化財については、正確な状況把握に努め、出土した遺物は適切に保存するとともに出土文化財センターを通じて関係機関と連携し、情報を発信します。